

○遺贈Q&A

Q.1 遺贈とは何ですか？

遺言書によりご自身の意思で、相続人以外の個人や法人に財産を譲渡することを遺贈といいます。

Q.2 なぜ公正証書遺言の方がよいのですか？

自筆証書遺言の場合、紛失や改ざん、相続人間のトラブルによりあなたのお気持ちを実現できないケースがあります。安全確実な公正証書遺言を強くおすすめします。

Q.3 遺言書の内容の取り消しや修正はできますか？

可能です。財産の変動やお気持ちの変化に応じて、定期的に見直されることをお勧めします。

Q.4 遺留分とは何ですか？

遺留分とは、父母等、配偶者、子供に認められた相続の絶対的な受け取り分です。遺留分を無視した遺言自体は有効ですが、遺留分の取り戻しがトラブルになる可能性があります。遺留分には充分ご注意ください。

Q.5 遺言執行者や証人をお願いできる方がいないのですが…

日本財団へ遺贈していただける場合は「公益財団法人日本財団」を遺言執行者にご指定ください。また、同行する証人がいない場合、公証役場で手配してもらうことも可能です。

Q.6 体が不自由なので、公証役場にまで出向けません…

遺言書作成のご相談や遺言書の作成のため、公証人が出張するサービスがあります。(有料)

Q.7 遺言執行にかかる費用はだれが負担するのですか？

遺言執行にかかる費用(租税公課、登記費用、換価費用など)や遺言執行者の報酬などの必要諸経費は、ご遺贈頂いた遺産から差し引かれます。

Q.8 現金以外(不動産、有価証券)を日本財団に遺贈できますか？

現金以外の遺贈は遺言執行者により現金化した上で、ご寄付いただいております。山林や田畑など現金化が困難なものに関しては、事前に日本財団にご相談ください。

Q.9 死後、遺言書を見つけてもらえないことが心配です…

親しい友人など、死亡の事実が必ず伝わる人で、かつ信頼できる方に、遺言書の存在と遺言執行者への連絡をお願いしておくことが大切です。

Q.10 日本財団に遺贈するつもりですが、生前の生活にも不安があります…

介護の内容や福祉施設へ入所時の保証人の問題など、先々不安になることも多くあります。こうした不安をサポートするのが、生前契約を行う団体です。詳細は、日本財団までご相談ください。最適な団体をご案内します。